

個票 道4(1)②1-1

(2010年作成)

配慮の視点	外来生物への対策	配慮項目	侵略的外来生物の排除
配慮事項	侵略的外来生物の駆除		
配慮事例	モニタリングで確認された侵略的外来生物の駆除		
●特定外来生物の駆除			
【解説】			
施工段階で外来生物の侵入に配慮しても、施工後のモニタリングで外来生物の侵入が認められる場合があります。特に、特定外来生物を侵入後放置すると、地域の生態系に影響を与え、線として連続する道路が特定外来生物の供給源となり、その分布拡大に寄与する可能性があります。したがって、 <u>モニタリング時に特定外来生物を認めた場合は直ちに特定外来生物を駆除することが生物多様性への配慮につながります。</u>			
【具体的な工法・配慮事項】			
●陸生植物の駆除			
内 容	① 種子が成熟する前に抜き取り又は刈り取りを行います。種子が成熟してしまうとこぼれた種子から発芽するので、防除後も継続的に監視します。		
	② 多年生植物は刈り取っても、地下茎に貯めた栄養分を使って再生したり、翌年生長するので、地下茎から抜き取るか、生長期間中繰り返し刈り取りを行います。		
●水生植物の駆除			
① 種子で増える種類は、種子が成熟する前に防除を行います。種子が成熟してしまうとこぼれた種子から発芽するので、防除後も継続的に監視します。			
② 枯死するまで乾燥または腐敗させるなど、再生しないよう処分します。			
③ 植物体の断片で増える種類を防除する際は、下流部への拡散を防ぐため、網などを用い植物体の断片を下流に流さないように処置します。			
●陸上動物の駆除			
① 罠などを用いて捕獲し、捕獲後適切な方法で殺処分します。			
●水生動物の駆除			
① 網やかご罠などを用いて捕獲し、捕獲後適切な方法で殺処分します。			
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・発見初期に適切な対策を取るのが最も重要。 ・特定外来生物は生きた個体・器官の移動が禁止されている。 ・処分方法は①その場で殺処分；②許可を得て移動し、その後処理。 ・刈り取り後の植物の処理は留意する必要がある。 		
参考資料	1 「外来植物の早期発見と防除－農業用用排水路等における外来植物対策－」 農林水産省農村振興局企画部資源課		